

「取引所為替証拠金取引」「取引所株価指数証拠金取引」取引開始基準

次に各号の定める基準をすべて満たした顧客との間で取次業務を行う。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害者でないこと。
- (2) 生活保護法被適用者でないこと。
- (3) 取引所為替証拠金取引約款または取引所株価指数証拠金取引約款及び当社が定める「くりっく 365」、「くりっく株 365」の取引に関するルールに同意いただけること。
- (4) 「くりっく 365」または「くりっく株 365」の取引の仕組み及びリスクを十分に理解し、自己の責任と判断において本取引を利用いただけること。
- (5) 顧客が 75 歳以上である場合には、高齢委託者保護に関する申告書 兼 同意書が差し入れられること。また、80 歳以上・85 歳以上の場合には、ハイリスク取引経験が 3 年以上あること及び、高齢委託者保護に関する申告書 兼 同意書のほか、親族より、取引所為替証拠金取引に関する同意書が差し入れられること。なお、いずれも新規の場合は、75 歳又は 80 歳・85 歳になる 1 ヶ月前から差し入れが必要となること。
- (6) 高齢者については口座開設前に、取引の仕組み・リスクその他説明を受けた事項を的確かつ十分に理解していることが所属営業部責任者の直接面談による調査によって証明を得ていること。
- (7) その他、当社が定める基準に適合していること。

以上